平成２７年（フ）第１８７２号
名古屋市昭和区広路町字石坂41番地の１　半僧坊緑ハイツ13号
破産者　河野　令子
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９９号
名古屋市北区元志賀町２丁目109番地の２　ハイツ光２Ｄ号
破産者　黒木　義春
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７３号
神戸市灘区浜田町３丁目２番４号　ｓａｋｕｒａ　ＢＬＤ．201
破産者　ＦＯＯＤ　ＧＡＲＡＧＥ　ＤＯＧ　ＢＡＳＥこと　藪田　浩志
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７４号
神戸市灘区浜田町３丁目２番４号　ｓａｋｕｒａ　ＢＬＤ．201
破産者　藪田友紀代
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９２号
埼玉県八潮市大字垳374番１　橋本方、住民票上の住所大阪市淀川区新高１丁目14番54号
破産者　ＨＡＮＤこと　横矢　弘
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９３号
埼玉県八潮市大字垳374番１　橋本方、住民票上の住所大阪市淀川区新高１丁目14番54号
破産者　横矢由里子
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３３号
和歌山県和歌山市有家382番地11、開始決定時の住所岡山県倉敷市宮前522番地１　ベージョビーダＢ202
破産者　藤原　涼太
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
岡山県倉敷市福井143番地１セレッソⅡ203号
破産者　高垣　広大
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６０１号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張甲3650番地
破産者　大山　禎治
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８５号
広島市西区己斐西町２番１－104号
破産者　清　誠
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１６号
広島市南区西蟹屋２丁目７番７－301号
破産者　久保田　慎
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１号
北海道帯広市東８条南21丁目８番地６　ラフィーネ壱番館203
破産者　中村加代子
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２号
北海道北見市北進町２丁目10番９号　コーポ青和107号
破産者　和田　恵巳（旧姓細川）
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第２号
青森市篠田２丁目13番12号
破産者　前田　堅次
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
秋田市土崎港北２丁目２番20号
破産者　渡部　榮
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４０号
秋田市楢山城南町３番21号４号
破産者　三浦　賢治
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５０号
秋田市保戸野千代田町３番46号
破産者　上野　誠
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４号
山形市城西町５丁目２番32―105号　グランファーレ
破産者　相馬　和由
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部